

各 単産・地方組織 御中

全国労働組合総連合
組織・法規対策局長 仲野智
(公印略)

建交労神奈川件本部三昭運輸分会の争議支援のお願い

日々のご活躍に敬意を表します。

さて、建交労神奈川件本部三昭運輸分会の争議は、全国各地で問題となっている竹内社労士を団体交渉に参加させたことで引き起こされた事件です。建交労は厚生労働省や全国社会保険労務士会、東京都社会保険労務士会に竹内社労士の指導を求めてきた結果、東京都社会保険労務士会理事会が2019年3月29日付で竹内社労士に「注意勧告」を行いました。しかし、竹内社労士はなんの反省もなくいまだに非弁行為を繰り返すばかりか、今年に入ってから東京都社会保険労務士会に対し、「勧告」取り消しを求める提訴をしています。

会社の不当労働行為と竹内社労士の悪質な行為を断罪し正常な労使関係を築くためにも、なんとしても県労委での勝利命令を勝ち取らなければなりません。県労委での勝利命令は、勧告取り消し訴訟にも大きな影響を与えることは必至であり、そのうえでも勝利命令を勝ち取ることが求められています。

神奈川県労委にあてた「平成29年（不）第34号三昭運輸事件の早期救済命令を求める要請書は、以前にも各組織に協力をお願いしていますが、団体署名の目標1,000団体に対し現在500弱団体、個人署名目標10,000万筆に対し約5,000筆となっています。あらためてとりくみへの協力といっそうの強化をお願いします。

神奈川県労働委員会での審査は10月12日に結審し年明けの遅くない時期に命令が下されることが予測されています。期間のないなかではありますが、よろしくをお願いします。

記

1. 期間

第1次集約 10月末日 第2次集約 12月末

2. 署名送り先

〒231-0025 神奈川県横浜市中区松影町2-7-17 リバーハイツ石川町304号
建交労神奈川県本部
TEL 045-662-2340

以上

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

住 所 _____

団体名 _____

㊞

代表者 _____

㊞

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県本部

〒231-0025 横浜市中区松影町2-7-17 リバーハイツ石川町304号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

名 前	住 所

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県本部

〒231-0025 横浜市中区松影町2-7-17 リバーハイツ石川町304号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。